

# 四国地区不動産公正取引協議会 平成 29 年度事業計画

自 平成 29 年 4 月 1 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日

平成 29 年度は消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、契約の取消しと契約条項の無効等を規定した「消費者契約法の一部を改正する法律」が施行される。

また、民法についても 120 年ぶりの大改正が予定されており、敷金や保証人制度の大幅な見直しも見込まれている。

このように、消費者が安心して取引ができる法律が施行されると同時に、我々不動産業者にとっては、よりコンプライアンス重視の取引も更に強く要求されてきている。

当協議会としても、関係法令はもとより不動産の表示に関する公正競争規約ならびに不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約等の遵守を傘下の不動産業者に周知徹底を行うとともに、特に昨年度表面化した「おとり広告」の問題については、引き続き、運用の厳格化をはかっていきたいと考えている。

以上を踏まえ平成 29 年度の実業計画を次のとおり策定した。

## 1. 公正競争規約並びに関連規程の周知と研修

各支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努める。

## 2. 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

## 3. 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

## 4. 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。

## 5. おとり広告の監視ならびに措置の強化

不動産情報サイトや加盟業者のホームページにおいて、契約済み物件等を掲載する「おとり広告」など。契約に違反する広告が増加傾向にあることから、これらの広告に対する監視を強め、規約に違反する加盟業者に対し、積極的に措置を講ずることとする。

また、当協議会が、「おとり広告」や重大な不当表示により措置を講じた加盟業者に対しては、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」のメンバー等の不動産情報サイト運営会社と協力・連携し、これらが運営するサイトに、最低1か月間の掲載停止の処分を実施する取り組み等の検討を行う。